

第2章

計画の基本方針

1 計画の基本方針

(1) 食料に関する基本方針 ○ ○ ○ ○ ○

安全・安心な地元農産物の普及促進と健全な食生活の実践

市民の農産物に対する安全・安心志向の高まりのなかで、食の安全に関するリスクコミュニケーション^{*}の推進など、食品の安全性及び食品に対する消費者の信頼の確保に取り組みます。

また、生涯にわたり心身ともに健康にすごせるまちづくりの観点を踏まえ、市民が健全な食生活を営めるよう地域の各種団体等と連携した食育^{*}を推進します。

さらに、市民に対し、農業への理解や関心を高めるため、地元農産物や地域の食文化の魅力を学ぶ機会を提供し、地産地消^{*}の意識の醸成を図り、地産地消^{*}を推進します。

【重点取組】

- ・地元農産物の普及促進や商品開発等による地産地消^{*}の推進
- ・「安城市食育推進計画^{*}」に基づく食育^{*}関連施策の推進

(2) 農業に関する基本方針 ○ ○ ○ ○ ○

農業経営体の育成・確保と農業生産基盤の整備による持続的な農業の推進

県内から海外まで視野を広げ、多様化する消費者ニーズを的確に捉えたマーケットイン^{*}の視点に立った販売促進に取り組みます。

貿易の自由化などにより、一部の農産物では安価な輸入品による経営の不安定化が予測されます。価格の下落など諸々の問題を踏まえ、農地の確保や農業生産基盤の整備を推進しつつ、産地活性化に係る施策を実施します。

また、農業者が減少するなか、青年の就農を促すなど、新たな担い手の育成

及び確保に努めます。

さらに、農業用水、水源かん養林^{*}、自然環境の保全を図ることで、農村の多様な伝統文化の保存のみならず、国土や生物多様性^{*}、美しい農村の景観の保全につなげ、農業の多面的機能^{*}を維持・発揮していきます。

【重点取組】

- ほ場^{*}の大型化など農業生産基盤整備の推進
- 農地の利用集積の促進
- 農地の高度利用^{*}や経営所得安定対策^{*}など産地活性化の推進
- 農業経営体への支援及び農産物の輸出を含めた販路の拡大
- 農地等が持つ多面的機能^{*}を保全する活動への支援など地域の特性を生かした農村環境の整備

(3) 交流に関する基本方針 ○○○○○

安城農業の持つ魅力の発信による「農」への理解と自立的な交流の促進

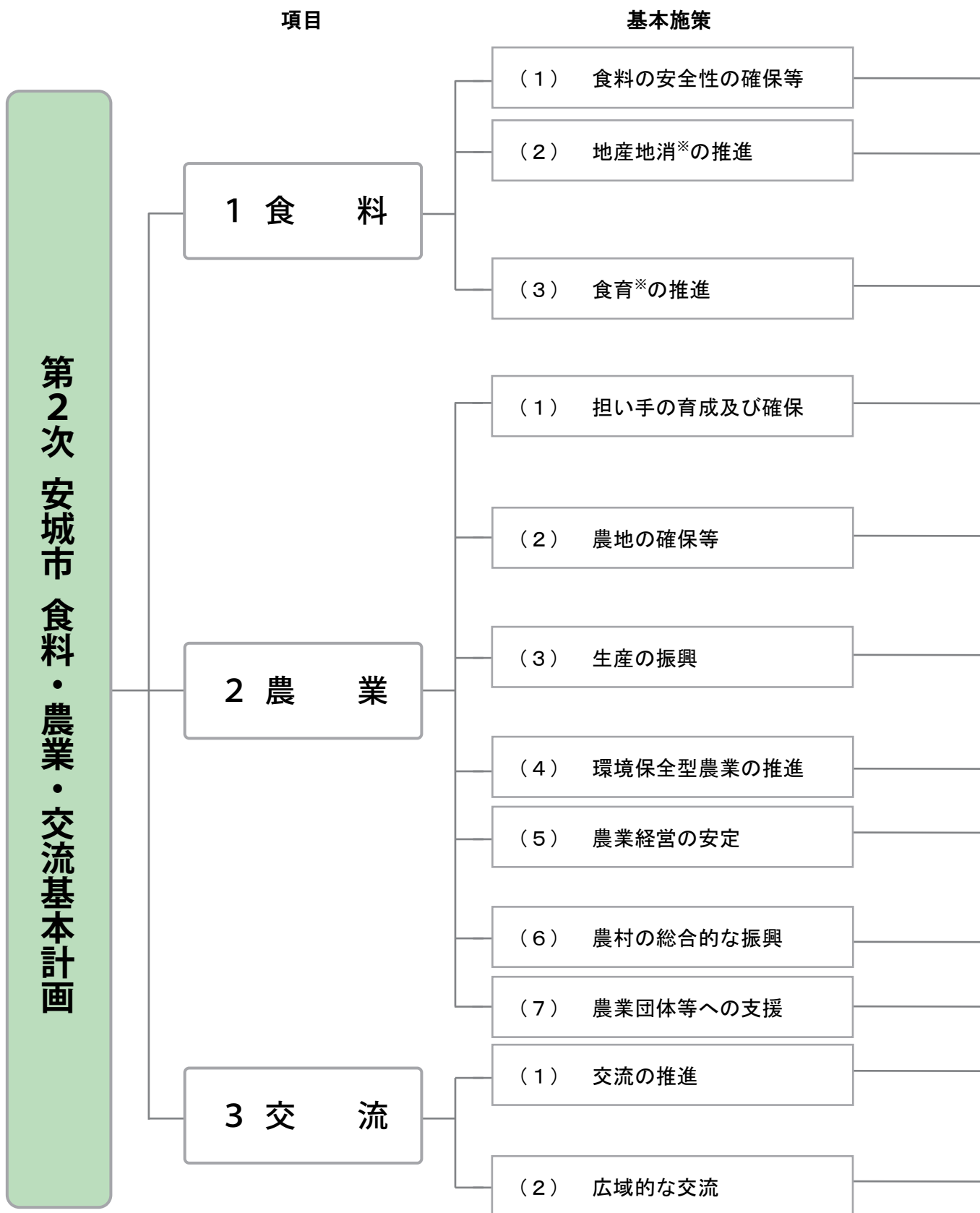
ライフスタイルや価値観の多様化により、農業・農村の価値が再認識されています。市の農業・農村がもつ価値や魅力を積極的に発信するとともに、その魅力を生かした「農」とのふれあいを促進します。

また、生産者と市民、市民同士の交流の機会を通じて、農業・農村についての問題や課題についての理解を促し、その共有と解決に向けた行動につなげます。

【重点取組】

- 農業者と消費者の交流機会の創出
- 「農」のある暮らしの普及促進

2 計画の施策体系



単位施策

個別施策

食料の安全性の確保 (P. 17)	生産履歴の記録・表示、農産物の安全性の確認、GAP手法 [※] 等の導入促進、農産物の生産情報の発信、リスクコミュニケーション [※] の推進
地元農産物の普及促進 (P. 19)	産地直売の推進、地元産食材等の利用促進、地元農産物のPR、学校給食における地元農産物の利用促進、デンパーク [※] における地元農産物の使用及び販売、交流活動の推進
地元農産物を活用した商品開発等の推進 (P. 20)	産・学・官が連携した農産物加工品開発の推進、6次産業化 [※] の推進
食育 [※] 活動の推進 (P. 22)	「安城市食育推進計画 [※] 」の推進、食育 [※] の啓発、安城の特質や伝統文化を活用した講座の開催
健全な食生活の実践 (P. 23)	食生活の改善支援、食に関する指導
担い手の育成及び支援 (P. 25)	法人化 [※] の推進及び支援、家族経営協定 [※] の推進、人・農地プラン [※] の推進、女性が能力を発揮できる環境づくりの推進
新規就農者への支援 (P. 26)	就農相談の充実、就農者への支援、認定新規就農者 [※] の育成、畑・樹園地の利用促進及び担い手の育成
農業生産基盤整備の推進 (P. 29)	ほ場 [※] の大型化、優良農地 [※] の保全、農地をたん水 [※] から守るための排水機の維持管理、水源かん養林 [※] の保全、農業用水路の耐震化
農地の利用集積の促進 (P. 30)	利用権設定 [※] 等の促進、納税猶予地の利用権設定 [※] の促進
産地活性化の推進 (P. 33)	農地の高度利用 [※] の促進、経営所得安定対策 [※] の推進、作物栽培こよみの更新、作物の新品種・技術の導入、特産果樹の生産振興、安定した品質と出荷量の確保
品目別の生産振興 (P. 34)	品目別の生産振興
環境保全型農業の推進 (P. 39)	農業・化学肥料の使用量の削減、フェロモン剤 [※] の利用促進、環境に配慮した水稻直播の推進、せん定枝リサイクルの推進
農業経営体の育成 (P. 40)	農業経営体の経営診断等の実施、研修会等の開催、認定農業者 [※] の育成
農業経営体の支援 (P. 41)	農業経営体への支援、経営安定制度の利用促進、農産物の輸出を含めた販路の拡大
地域の特性を生かした農村環境の整備 (P. 43)	農地等が持つ多面的機能 [※] を保全する活動への支援、市民農園 [※] の開設の支援、緑道 [※] 等の維持管理、市街化調整区域 [※] の環境保全・改善、伝統文化の保存・伝承
農業団体等への支援 (P. 45)	集出荷体制整備の支援、農用地利用改善組合 [※] の活動の支援、販売戦略の展開支援、生産部会の支援、土地改良団体等の支援
農業への理解の促進 (P. 47)	安城の旬な農産物の情報発信、学校給食における地元農産物使用情報の発信、企画展等の実施
農業者と消費者等が交流する機会の確保 (P. 48)	農業者と消費者の交流機会の創出、「農」のある暮らしの普及促進、農業体験の実施
広域的な交流の推進 (P. 51)	ふれあい田んぼアート [※] の支援、地域の観光・農業資源をつなぐ観光ルートづくり